第八十八条から第九十条までを次のように改める。

第八十八条から第九十条まで　削除

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

様式第一号記載上の注意3中「記載すること。」の次に「なお、前四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に係る「1．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」については、省略することができる。」を加え、同記載上の注意8(4)中「第二・四半期以降の四半期連結会計期間」を「第二・四半期連結会計期間以降」に、「第二・四半期以降に変更した理由」を「第二・四半期連結会計期間以降に変更した旨及びその理由」に改める。

様式第二号中

「

前連結会計年度 （平成　年　月　日）	当第　四半期 連結会計期間末 （平成　年　月　日）

」を

「

前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 （平成　年　月　日）

」に改める。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　特別利益及び特別損失（第六十六条―第七十条）」を「第六節　四半期純利益又は四半期純損失（第七十一条―第七十三条）」に、「第六節　雑則（第七十一条―第七十三条）」を「第七節　雑則（第七十四条―第七十六条）」に改める。

第一条の二第二号中「直前の事業年度」の下に「（以下「前事業年度」という。）」を加える。

第三条第十五号から第十七号までを次のように改める。

十五から十七まで　削除

第三条に次の八号を加える。

二十三　会計方針　四半期財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

二十四　表示方法　四半期財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

二十五　会計上の見積り　資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、四半期財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

二十六　会計方針の変更　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

二十七　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となった情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表又は直前の四半期会計期間以前若しくは直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

二十八　誤謬（びゅう）　その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、四半期財務諸表作成時又は財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

二十九　遡及適用　新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表並びに直前の四半期会計期間以前及び直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十　修正再表示　前事業年度以前の財務諸表又は直前の四半期会計期間以前若しくは直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表における誤謬（びゅう）の訂正を財務諸表又は四半期財務諸表に反映することをいう。

第四条第二項中「四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）」を「前事業年度」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（四半期キャッシュ・フロー計算書）

第四条の二　四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間（事業年度の開始の日から当該事業年度の最初の四半期会計期間（以下「第一・四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間（以下「第一・四半期会計期間」という。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

2　四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間（事業年度の開始の日から第一・四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することができる。

3　四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、第三・四半期累計期間（事業年度の開始の日から第二・四半期会計期間の翌四半期会計期間（以下「第三・四半期会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下同じ。）に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

4　前項の規定にかかわらず、第三・四半期会計期間において大規模な企業結合が行われたことその他の事情により、第三・四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難なときは、当該第三・四半期キャッシュ・フロー計算書の作成を要しない。この場合においては、当該第三・四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することができない旨及びその理由を注記しなければならない。

（比較情報の作成）

第四条の三　当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、当該四半期財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる四半期財務諸表の区分に応じ、当該四半期財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

一　四半期貸借対照表　前事業年度に係る事項

二　四半期損益計算書　前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る事項

三　四半期キャッシュ・フロー計算書　前事業年度の対応する四半期累計期間に係る事項

第五条を次のように改める。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第五条　会計基準等（財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い重要な会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い（財務諸表等規則第八条の三第二項本文に規定する遡及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

四　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

五　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日